

# 1. 生鮮食品の栄養成分の表示について

## ○ 生鮮食品にも栄養成分の表示ができます

現在、食品の栄養成分の表示については、健康増進法に基づき「栄養表示基準」が定められています。生鮮食品は、鶏卵を除いてこの基準の対象となっていませんが、「栄養表示基準」において基準が定められている栄養成分について、この基準に定められたルールに準じるなどにより適正な表示を行う場合には、生鮮食品に含まれる栄養成分の含有量などに関する表示を行うことが可能です。

▷「栄養表示基準」については、裏表紙のQ1及び「栄養表示基準に基づく栄養成分表示」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/hyouziseido-5.html>)をご覧ください。

## ○ 「虚偽誇大表示」とならないよう注意しましょう

「栄養表示基準」にない成分についても表示は可能ですが、食品の成分の表示が実際の成分の含有量と著しく異なる場合には、健康増進法の「虚偽誇大表示」に該当するおそれがあるので注意が必要です。なお、生鮮食品の表示に関しては、健康増進法のほか、JAS法※1、景表法※2なども適用されます。

※1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律      ※2 不当景品類及び不当表示防止法

▷「虚偽誇大表示」については、「健康食品」に係る虚偽・誇大広告等の禁止  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/hyouziseido-4.html>)をご覧ください。

## ○ 栄養成分の含有量を安定的に確保することが重要です

作物生産に際しては、生鮮食品は栄養成分の含有量にばらつきが出やすいという特徴があるため、その品種の特性や栽培方法を正しく理解し、栄養成分の含有量を安定的に確保するための栽培管理を行うとともに、表示に当たっては、栄養成分の含有量を定期的に測定し、確認するなどの工夫が必要です。

